

## 唐津市告示第 18 号

唐津市地方創生移住支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 2 月 4 日

唐津市長 峰 達 郎

### 唐津市地方創生移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、本市の人口減少対策及び法人の人手不足の解消に向け、人口の一極集中が顕著な東京圏から本市への移住・定住を促進するため、東京 23 区に在住又は在勤していた者のうち、本市に移住し、就業又は起業を行った者に対し予算の範囲内において移住支援金（以下「補助金」という。）を交付することに関し唐津市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 42 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京 23 区 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 281 条第 1 項に規定する特別区の区域をいう。
- (2) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち条件不利地域を除いた区域をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (4) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により転入の届出をすることをいう。
- (5) 同一世帯 住民票上における同一の世帯をいう。

(6) 県要領 佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領（令和元年9月19日付けさ創第1360号佐賀県地域交流部さが創生推進課移住支援室長通知）をいう。

（補助対象者）

**第3条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第1号に規定する要件を全て満たし、かつ、第2号又は第3号に規定する要件のいずれかを満たす本市へ移住をした者とする。

(1) 移住等に関する要件 アからウまでの全てを満たしていること。

ア 移住元に関する要件 次の全てに該当すること。

(ア) 転入した日（以下「転入日」という。）の前日までの10年間のうち、通算5年以上東京23区又は東京圏に在住し、かつ、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区内に所在する勤務先に通勤をしていたこと。

(イ) 転入日の前日までに連続して1年以上東京23区内又は東京圏に在住し、かつ、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区内に所在する勤務先に通勤していたこと。ただし、東京23区内に所在する勤務先への通勤の期間については、転入日の3月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次の全てに該当すること。

(ア) 令和元年10月1日以降に本市に転入したこと。

(イ) 佐賀県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。

(ウ) 補助金の申請時において、転入後3月以上1年以内であること。

(エ) 補助金の交付申請日から5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次の全てに該当すること。

(ア) 補助対象者及びその世帯員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴

力団員をいう。以下同じ。) でないこと。

(イ) 補助対象者及びその世帯員が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

(ウ) 補助対象者及びその世帯員が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者でないこと。

(エ) 補助対象者及びその世帯員が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者でないこと。

(オ) 補助対象者及びその世帯員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(カ) 補助対象者及びその世帯員が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者でないこと。

(キ) 日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ク) 本市の市税を滞納していないこと。

(2) 就業に関する要件 アからキまでの全てを満たしていること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が都道府県が補助金の対象として就職マッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役その他の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて補助金の対象となる法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3月以上在職していること。

オ イの求人への応募日が就職マッチングサイトに同求人が補助金の対象として掲載された日以降であること。

カ イの就業先に、補助金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有し

ていること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件 県要領に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 単身世帯 60万円

(2) 2人以上の世帯 100万円

(補助金の交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、唐津市地方創生移住支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 移住元の住民票の除票（2人以上の世帯にあっては、世帯員分の住民票の除票又は住民票謄本）

(2) 移住先の住民票謄本

(3) 本市の市税を滞納していないことを証する書類

(4) 別表に掲げる書類

2 前項各号に定めるもののほか、申請者が日本国籍を有しない場合においては、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写しを添付しなければならない。

3 補助金の申請については、同一世帯において1回限りとする。

4 規則第15条の規定による実績報告書の提出は、第1項の申請書の提出により、されたものとみなす。

(補助金の交付の条件)

**第6条** 規則第6条第3項の規定により補助金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助金の交付申請日から5年を経過する日までの間に本市から転出したとき

は、市長に報告すること。

(3) 補助金の交付申請日から1年を経過する日までの間に第3条第1項第2号に規定する要件を満たす職を辞したときは、市長に報告すること。

(補助金の交付決定及び額の確定通知)

**第7条** 市長は、第5条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、その旨を唐津市地方創生移住支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

**第8条** 申請者が補助金の交付の決定を受けた後に紛失等の理由により通知書の再交付を必要とするときは、氏名、住所、連絡先その他の第1号様式の申請者欄に記載した内容並びに再交付の理由を記載した唐津市地方創生移住支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書再交付願（以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

(再交付の決定通知)

**第9条** 市長は、前条に規定する再交付願を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定及び額の確定通知書に再交付である旨を記載し、当該申請者に通知するものとする。

(報告及び立入調査)

**第10条** 市は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため必要があると認めるときは、補助金の申請者に対し本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(交付の決定の取消し及び返還請求)

**第11条** 市長は、補助金の交付を受けた者が次の要件に該当する場合は、補助金の全部を取り消し、補助金の全額の返還を請求する。

(1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合

(2) 補助金の交付申請日から3年を経過する日までの間に本市から転出した場合

(3) 補助金の交付申請日から1年を経過する日までの間に第3条第1項第2号に

規定する要件を満たす職を辞した場合

(4) 県要領に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付の決定を取り消された場合

2 市長は、補助金の交付を受けた者が補助金の交付申請日から3年を経過する日を超え5年を経過する日までの間に本市から転出した場合は、補助金の一部を取り消し、補助金の半額の返還を請求する。

3 前2項の規定にかかわらず、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると佐賀県及び市が認めた場合は、この限りでない。

(補則)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、告示の日から施行し、令和元年度の補助対象事業から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助対象事業から適用する。ただし、令和元年10月1日から令和2年3月31日までに転入した場合には、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

区分	証明書類等
第3条第1項第2号に規定する要件を満たす者	就業証明書（唐津市地方創生移住支援事業補助金の申請用）（第2号様式）
第3条第1項第3号に規定する要件を満たす者	起業支援金の交付決定通知書の写し及び個人事業の開業届出書の写し又は法人設立届出書の写し
東京23区外の東京圏から東京23区に所在する勤務先へ通勤していた者	雇用保険被保険者離職票の写し又は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し及び通勤していた東京23区に所在する勤務先が労働基準法（昭和22年法律第49号）第22条第1項の規定により交付された在勤地及び在勤期間の分かる証明書
東京23区外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者	登記事項証明書、登記簿謄本その他の移住元での在勤地及び5年間の在勤期間の分かる書類
東京23区外の東京圏から東京23区に通勤していた個人事業主	確定申告書の写しその他の移住元での在勤地及び5年間の在勤期間の分かる書類